

[事案 20-63] 入院給付金請求

- ・平成 21 年 2 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 9 月 30 日 裁定終了

< 事案の概要 >

肝炎と胃炎により 128 日間の入院治療を受けたにもかかわらず、入院給付金が 1 日も支払われないことを不服として申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 9 月～同 20 年 1 月まで、A 内科医院において肝炎と胃炎により 128 日間入院治療を受けた。そこで医療保険（平成 12 年加入）にもとづいて入院給付金の支払請求をしたが、入院を要する治療は行われていないとの理由で、入院給付金が 1 日も支払われない。後に加入した他生命保険会社からは全額入院給付金が支払われており、納得できない。全入院日数分（せめて何日分かでも）の入院給付金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

申立人の入院給付金請求は、下記により、入院時の症状、治療内容、生活状況および退院に至るまでの経緯などに照らしても、医療保険の約款に定める入院給付金の支払対象となる「入院」とは認められず、入院の全期間について支払対象外と判断しており、申立人の請求に応ずることは出来ない。

(1) 主病の肝炎の病症につき入院の必要性が認められない

一般医師向けの診断における臨床検査のガイドラインである「診断群別臨床検査のガイドライン 2003 ～医療の標準化に向けて～」では、「慢性肝炎又は肝硬変」について、外来慢性肝炎患者で入院を必要とする症状を記述しているが、申立人の症状はそのいずれにも該当しない。また、本件で行われた治療は肝庇護剤の服用、点滴の 2 つのみで、入院を必要とする治療が行われていない。

(2) 胃炎の病症につき入院の必要性が認められない

一般医師向けの診断における臨床検査のガイドラインである「今日の治療のためのガイドライン 外来診療 2005」では、「胃炎」について、入院を必要とする症状を記述しているが、申立人の症状はそのいずれにも該当しない。また、本件で行われた治療は、粘膜保護剤の服用、胃腸薬の服用、ビタミン剤の服用等で、いずれも通院のみでも可能であり、入院の必要性は考えられない。

(3) その他事情においても必要性が認められない

入院期間中に外泊が可能であったこと、医師がその外泊を把握・管理していないこと、また申立人の希望によって退院が検討されていること等から、「常に医師の管理下において治療に専念すること」が必要でなかったことが明らかである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、本件入院が入院給付金の支払いの対象となる「入院」に該当するかについて審理した。なお、申立人の担当医はカルテ開示を拒否しており、保険会社代理人弁護士による弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に対しても、照会事項に対する回答を拒否しているため、本件の検討は、主に、保険会社が依頼した調査会社の報告書（以下「調査報告書」という。）に依拠して行うものとした。

審理の結果、下記のとおり、本件申立ては認められないので、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を記載して裁定手続きを終了した。

(1) 申立契約の約款規定について

申立契約の保険約款は、入院給付金の支払要件である「入院」について、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます」と定めている。ここで言う「入院」に該当するか否かについては、入院先の担当医師の意見のみに基づいて判断されるものではなく、医療上の見地から客観的・合理的に判断されるべきものである。

(2) 肝炎について

外来診療における診療ガイドラインが記載された医学実務書によれば、外来にて通院中の慢性肝炎の患者が入院適応となる場合として、肝機能検査の急性の増悪時、インターフェロンなどの積極的な治療開始のためなど、9つの状態を挙げている。申立人において、調査報告書にもとづき、入院適応となる9つの状態について該当する症状があったかについて検討した結果、いずれについても該当しないため、申立人において、肝炎で入院が必要とされる症状があったと認めることはできない。入院中の肝炎の治療内容について、調査報告書によれば、担当医師は肝庇護剤の服用と点滴と回答しているが、これらの治療は、入院によらず通院によっても可能と言える。

(3) 胃炎について

外来診療における診療ガイドラインが記載された医学実務書によれば、胃炎で入院治療が必要な場合として、急性胃炎で経口摂取困難や消化管出血の症状の場合とされている。申立人の症状は、調査報告書によれば、食事については、申立人は「普通食だった」と、担当医師は「支障なし」とそれぞれ回答しており、経口摂取困難の症状があったと認めることはできない。また、消化管出血については、担当医師は「なし」と回答し、消化管出血の症状があったと認めることも出来ない。従って、申立人において、胃炎で入院が必要とされる症状があったと認めることは出来ない。

調査報告書によれば、入院中の胃炎の治療内容について、担当医師は、粘膜保護剤、胃腸薬、ビタミンDおよび睡眠薬（眠れない時だけ）の服用と回答しているが、これら内服治療は、入院によらず通院によっても可能と言える。

(4) その他

申立人は、他社契約において入院給付金が支払われたことを主張するが、約款に基づく支払可否の決定は、各社ごとの判断によるものであるから、各社の判断に違いが生じることはやむを得ないことであり、当審査会の判断を左右するものではない。